

- 平成31年度も応急仮設住宅の供与を継続する地域から避難されている
- ・富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の方へ
 - ・葛尾村、飯舘村の帰還困難区域の方へ

福島県避難市町村家賃等支援事業について

○「平成30年度」助成金の申請受付期限を延長しました

平成30年度助成金（平成31年3月分まで）の申請受付期限を「平成31年3月31日まで」から「**2019年9月30日まで**」延長しました。

注意事項

助成金の日割算定は行いません。このため、平成31年3月分の助成金（平成30年度分）を受給できるのは、平成31年3月1日までに応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯です。

※ **早めの申請をお願いします。**

※ 申請を希望される方は、必ず助成金給付要綱をご一読ください。

○「平成31年度」も要件を満たす場合には助成します

応急仮設住宅の供与が2020年3月末まで一律延長された区域(※1)から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次のいずれかの世帯を助成対象とします。

- ①東京電力から**平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯**
- ②平成30年4月1日から**平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定(※2)して2019年6月30日までに賃貸住宅等へ移転した世帯**

(※1) 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域

(※2) 応急仮設住宅等の退去届(終了届)の提出、移転先住宅の賃貸借契約の締結、公営住宅等の入居決定(許可)等

注意事項

居住可能な持ち家を有する世帯は、助成対象外です。ただし、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざる得ない場合は、助成の対象とする場合があります。

○「平成31年度」助成金は上限額が設定されます

- 賃貸住宅等1戸につき、**平成31年3月分助成額が上限**です。なお、3月分助成額が6万円以上の場合、**入居者4人までは月6万円(5人以上は月9万円)まで**です(※3)。

(※3) 基準となる入居者数は、平成31年3月分助成金の給付決定をもとに判定します。

- 応急仮設住宅等として居住している住宅に係る家賃負担額は、助成対象外です。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>

電話番号 0120-900-775 (通話料無料)

受付時間 9時から18時まで(土日祝休日、年末年始を除く)

(参考1) 平成31年度助成金の概要

- (1) 助成対象費用は、家賃（平成31年4月分から2020年3月分まで。共益費、管理費を含む。）、更新手数料です。
- (2) 助成金の申請は、平成31年4月分から3か月分ごとです。
申請書類 **※④、⑤は初回のみ（平成30年度に提出し、更新や変更がない場合は提出不要）**
 - ① 福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付申請書（第1号様式）
 - ② 対象住宅の家賃（共益費・管理費を含む。）や更新手数料の支払い実績を確認できる書類
 - ③ 公共料金（電気・ガス・水道のうちいずれか1つ）の氏名、住所、使用量が記載されている書類（3か月分のうちの1か月分。住宅の居住を確認できる書類）
 - ④ 対象住宅の賃貸借契約書の写し、又は入居決定通知書（許可書）の写し等
 - ⑤ 助成金の振込口座を確認できる書類（口座番号、口座名義（申請者と同一名義）、本支店名が確認できる預金通帳の写し）
- (3) 賃貸住宅間の転居における転居先の住宅も支援対象とします。
月半ばの転居など、転居月の家賃に日割が生じる場合、助成金の額は前月分と同額とします。
ただし、家賃負担額が前月分を下回るときは、負担した額（実費）とします。
- (4) 仮設住宅等からの移転先の賃貸住宅等の家賃は、移転日と考えられる日（仮設住宅等の退去日や移転先住宅の契約始期等）が月の初日である場合を除き、翌月分から対象とします。
- (5) 申請者世帯には、電話等により生活再建の意向を確認する場合があります。

(参考2) 平成31年度助成金の申請書様式の入手方法

平成30年度助成金を受給した平成31年度助成金の対象世帯には、2019年5月下旬以降、福島県家賃等支援事務センターから前回申請時の住所へ申請書様式を順次郵送します（※4）。

- (※4) 2019年7～9月分以降の申請については、対象住宅ごとの申請も可能です。対象住宅ごとの申請をご希望の方は、福島県家賃等支援事務センター（電話0120-900-775）へ御連絡ください。

(参考3) 平成30年度助成金の申請書様式の入手方法

1 初回申請分

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）から平成30年3月分の家賃賠償を受けた世帯の場合

- ① 東京電力HDから助成対象世帯へ郵送された「意向確認書」（※5）について、「東京電力HDから福島県への個人情報の提供」に同意の上、「家賃等支援事業のご案内を『希望する』」に○を付け、同書を東京電力HDへ必ず返送してください。

(※5) 意向確認書が届かない場合は、次の連絡先へお問い合わせください。

東京電力HD福島原子力補償相談室（電話0120-926-404）

- ② 東京電力HDから対象世帯の名簿等（個人情報）の提供を受けた福島県が、支援を希望する世帯へ助成金のご案内及び申請書様式を郵送します。

- (2) 応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯の場合

- ① 福島県家賃等支援事務センターへ申請書様式の郵送を依頼してください。

郵送依頼は、電話（0120-900-775）又は「申請書郵送依頼書」（平成30年7月に仮設住宅の入居世帯へ郵送したもの）の返送をお願いします。

- ② ①の依頼を受けた福島県家賃等支援事務センターは、当該世帯が応急仮設住宅等を退去したこと及び助成対象世帯であることを確認後、申請書様式を世帯へ郵送します。

2 2回目以降申請分

福島県家賃等支援事務センターから前回申請時の住所へ郵送します。